

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：イラク国上下水道セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：イラク国上下水道セクターに係る情報収集・確認調査
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00573

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月23日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラク国上下水道セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2024年12月～2025年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末（2025年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課／第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 10月 29日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 10月 29日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 1日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 11月 8日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年 11月 21日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2e3URaFE9Y>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください

(ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不
合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ
ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主
任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格
は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以
下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算
します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額
の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格
点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以
下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N
として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国における上下水道セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

イラク共和国（以下、「イラク」という。）は度重なる戦争等により上下水道施設等の公共サービスの復旧・改修等が十分に行われていない。

上水道セクターでは、荒廃・老朽化した上水道施設の更新・維持管理が不十分なため水質及び給水率の低下を招き、人々の生活の質は著しく低下している。特にイラク南部では、水や電力などの公共サービスの改善・安定供給を求める抗議デモが広がる等社会不安の要因となっているため、安定的な水の供給が急務である。水道管を通じた飲料水供給率は 89.8%（2016 年）に達するものの、同国内の給水人口のうち、約 25%の家庭では給水時間が一日あたり 2 時間未満という状況（2011 年）であり、上水道分野を含む生活基盤の水準は著しく後退した。

下水道セクターは 1980 年代までに多くの施設が整備されたが、上水道セクターと同様、その後の度重なる戦争等により下水道施設の更新・維持管理が殆ど行われておらず、下水処理場や管渠の機能低下が著しい。2022 年時点のバグダッドにおける下水道普及率は 95%である一方、全国平均（クルディスタン地域除く）の下水道普及率は 28.3%となっており、地域間格差が顕著となっている（イラク国家開発計画 (NDP) 2024-2028）。この結果、悪質な汚水放流が引き起こす環境汚染や、未処理汚水による不衛生な生活環境に起因した下痢等の健康被害が生じている。クルディスタン地域においては、円借款「クルド地域下水処理施設建設事業」を実施中（エルビル市対象）だが、2024 年時点において下水処理設備は整備されておらず、雑排水は公共水源や灌漑用水となる河川に未処理のまま流入し健康被害の発生が懸念されている。また、し尿は地下浸透させており飲料水水源である地下水の汚染リスク

の懸念もある。地下水の汚染防止による地域住民の衛生環境の改善、水資源の管理強化の観点から、人口増加に伴う汚水量の増加に備えた下水道施設の整備は喫緊の課題である。

「イラク国家開発計画 2024-2028」(National Development Plan 2024-2028)では、人口増加に応じた水道サービスの拡大・改善及び、国際基準に準拠した水質の飲料水の供給を全国で95%まで確保することが目標とされている。2022年10月に発足したスーダーニ政権が掲げた施政方針においても、優先課題として公共サービス改善が挙げられており、社会・経済基盤の安定・強化及び公共サービスの充足に資する本事業はイラクの開発政策に合致する。

本調査は、以上の背景を踏まえ、イラクの上下水道セクターにおける国・県・市等各レベルにおける課題を特定し、JICAとしての中・長期的な協力方針を策定するため、基礎情報の収集及び確認を行うことを目的に実施する。

(2) 上下水道セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対イラク共和国国別開発協力方針(2023年9月)では「持続可能な経済成長のための経済基盤の強化」を重点分野に定め、特に「上下水道・環境の質向上・再エネ・エネルギー効率化」を重点開発課題として位置付けており、本事業はこれら方針に合致する。また、水資源を適切に管理し、住民への飲料水供給に資する本案件は、JICA のグローバル・アジェンダ「18. 環境管理-JICA クリーン・シティ・イニシアチブ」「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」に貢献するものである。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

イラクの上下水道セクターについては、世界銀行(世銀)や米国国際開発局(USAID)といった各ドナーが支援を行っている。世銀はバグダッドにおける上下水道改良事業(Baghdad Water Supply and Sewerage Improvement Project)にて、210 百万米ドルの支援を実施しており、USAID では2019 年以来、国連開発計画(UNDP)のイラク危機対応・強靱化プログラム(UNDP's Iraq Crisis Response and Resilience Programme)にて、バスラの重要な水処理施設の修復を行っており、2023 年までに、9 つの浄水場が完成し、14 万9,000 人に水を供給している。また、ドイツ復興金融金庫(KfW)はAl Khadir and Al Daraji Water System Projectにて、総事業費76.3 百万ユーロの支援を行

っており、Khadir 市及び Daraji 市において、淡水化設備を有する浄水場建設を支援している。フランス開発庁（AFD）は 2021 年より 13 百万ユーロの資金供与を通じて、都市部における水道事業の財政的、構造的側面の強化を支援している。

（４）円借款事業との関係性

イラクでは、援助重要課題及び、開発課題として上下水道整備をはじめとした生活基盤整備を挙げているため、引き続きイラクにおける上下水道分野の支援ニーズは高い。更なる効果発現及びイラク国内における十分な上下水道整備を実現するためには、新規の円借款の形成にむけた情報収集、既存円借款の教訓に関する調査が不可欠である。上水道分野においては、（１）のとおり、上水道施設の更新・維持管理が十分に行われておらず、水質及び給水率の低下により安定的な水の供給が急務である。また、人口増加に対応した水道サービスの拡大・改善及び国内での給水地域格差の是正が喫緊の課題となっており、イラクにおける上水道分野の円借款での支援ニーズは高い。上水道分野における新規円借款事業の形成に際し、その実施の前提として現状の国・県・市等各レベルにおいて詳細な課題を特定し、JICA としての協力量針を策定すべく、更なる情報収集と分析が必要であり、本事業において基礎情報の収集・確認を行う。同様に、下水道分野においても将来的な円借款事業の形成に際し必要な基礎情報の収集・確認を行う。

第 2 条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査は、第 1 条の背景を踏まえ、イラクの上下水道セクターにおける国・県・市等各レベルにおける課題を特定し、JICA としての協力量針を策定するため、基礎情報の収集及び確認を行うことを目的とする。

（２）調査の範囲

本調査は、「第 2 条（１）調査の目的」を達成するため、JICA 及びイラク側関係機関と十分な意見交換を行いながら「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 調査の内容」に示す内容の業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書を作成するものとする。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査実施方針

本調査は、事前の国内準備作業期間において、既存資料の収集・整理・分析や、イラク側とのメール等による事前確認及び調整を適宜実施し、協議方針を整理したうえで現地業務に臨むこととする。また、調査の実施にあたっては、イラク側と十分に協議のうえ各種報告書に反映する。

なお、イラクでは対面でのコミュニケーションを重んじる文化的慣習があるため、現地の情勢を注視しつつ、渡航禁止地域以外においては、可能な限り邦人が現地に渡航して調査を実施する。

また、イラクにおいては、治安状況が流動的であることや、整備計画等が確立していない可能性があるため、状況に応じ、判断に迷う点があれば、適宜、発注者と協議する。

(2) 新規円借款事業の検討資料としての位置付け

本調査はイラク全土における上水道及び下水道セクターにおける現状及び課題等に関する情報収集・分析を行うものであるが、第1条(4)のとおり、上下水道セクターにおいて、今後、新規円借款事業の形成を検討するにあたり、本調査の結果が、その検討資料として用いられることになる。

一方、新規円借款事業の実施過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、イラク側関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮する。

(3) 調査対象地域

本調査の対象地域はクルディスタン地域を含むイラク全土とする。

(4) 新規事業候補地域の絞り込み

上水道及び下水道の両セクターともに、情報収集における調査対象サイトはイラク全土としているが、上水道セクターに関しては、各サイトの課題や支援ニーズを確認する段階で、イラク公共事業省が作成したプロジェクトリスト及びイラク側にて優先度が高いとするプロジェクト候補の中から、優先的に対応するのが好ましいとされる対象地域（対象プロジェクト）を一つの円借款事業として形成

可能な規模感になるよう対象地域を絞り込む（2～3サイト前後を想定）。なお、対象地域の絞り込みにあたっては発注者と協議のうえ決定する。

（5）再委託及びローカルコンサルタントの活用

イラクにおいて、JICA 安全対策措置により、首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県以外は渡航禁止地域にあたることから、渡航禁止地域への邦人の入域は行わないこととする。他方で、渡航禁止地域での調査が必要な場合は、再委託またはローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針とする。

（6）調査フロー³

- 1) 第一次国内調査：机上調査、インセプション・レポートの作成（2024年12月～2025年1月中旬）
- 2) 第一次現地調査：調査団及び再委託先による現地踏査、キックオフミーティング、関係機関へのヒアリング実施（2025年1月下旬～3月）
- 3) 第二次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2025年4月）
- 4) 第二次現地調査：調査団による現地踏査、及びインテリム・レポートの作成（2025年5～6月）
- 5) 第三次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2025年7月）
- 6) 第三次現地調査：調査団及び再委託先による現地踏査及びドラフト・ファイナル・レポートの作成、及びイラク側への説明（2025年8～9月）
- 7) 最終国内作業：国内・現地調査の結果を元に調査結果の取りまとめ及びファイナル・レポートの作成（2025年10月）

（7）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。都度最新の国別安全対策措置に従い、JICA 安全管理部長承認地域へは所定の決裁を踏まえて渡航を実施する。なお、外務省危険レベル3以上の地域に邦人が渡航する場合、功労金（戦争特約）の付保の条件としても JICA の「セルフ・ディフェンス研修（実技）」の事前の受

³ 本調査内容に照らしてより適切な調査フローがある場合には、プロポーザルにて提案すること。

講を必須とする。第3条（5）に記載の通り、渡航禁止地域での調査については再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針である。

現地再委託先及びローカルコンサルタント（以下、「再委託先等」）の安全管理については、以下の通り定める。

- 1) 本業務に携わる再委託先等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」）において業務を実施することが想定される場合は、契約書において以下を定める。
 - ① 再委託先等が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で業務を実施するように規定する。
 - ② 契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。
 - ③ 上記に基づき、再委託先等は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。
 - ④ 本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先等に明示する。
 - ⑤ 再委託先等は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定する。
 - ⑥ 現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について、付記する。
- 2) 業務により、再委託先等の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先等との以下の対応について合意すること。
 - ① 再委託先等は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
 - ② 再委託先等の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
 - ③ 再委託先等の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入の間とする。
 - ④ 再委託先等の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先及び委託先を通じて、JICA 主管部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。

- ⑤ 再委託先等の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 主管部及びイラク事務所に共有する。
- ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先等は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先等が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先及び JICA 主管部及びイラク事務所に報告する。

第4条 調査の内容

(1) 調査対象地域における上水道・下水道計画の必要性と背景の確認

- 1) 既往の調査報告書・開発計画・関連政策・整備計画等の確認を行い、現地調査での作業内容を把握の上、現地調査にて情報の収集を図る。

特に既往円借款案件については主に以下のとおり整理する。

- ① 既往円借款案件⁴のレビュー
 - ② 上記①踏まえた、プロジェクト型・セクターローン型のそれぞれの案件の現状や進捗、事業の成果、事業実施上・運営上の課題等の整理
- 2) 調査対象地域における上下水道分野の現状（既存施設運転状況、水源・用地を含み、特に水源については必要に応じて水資源省へのヒアリング調査も実施）と今後の展望を確認・分析する。
- ① 上水道整備の方針・計画（水需要の現状と将来予測を含む）及び現状、今後の料金体系や民間資金導入の有無などの整備方針の確認及び整理
 - ② 下水道整備の方針・計画（処理需要の現状と将来予測を含む）及び現状の確認及び整理
 - ③ 料金体系、料金徴収状況、補助金の有無を含めた今後の整備方針についての確認及び整理
 - ④ 既設上水道設備（管網含む）・下水道設備（管網含む）の整備時期、老朽化及び施設の更新状況の確認
 - ⑤ 上下水道の運営・維持管理体制等の確認

⁴ 既往円借款案件については「国別開発協力方針 別紙 対イラク共和国事業展開計画」の「上下水・都市衛生プログラム」(p.4)を参照。

< <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072311.pdf> >

⑥ 上下水道計画に関する現状の確認及び整理⁵

(2) 新規事業候補地域の絞り込み及び、新規事業候補地域における上下水道整備計画における運営・維持管理に係る改善策の検討と提案

1) 上水道セクターにおいて、新規円借款事業及び技術協力⁶案件形成の検討に参考となる情報を整理の上、事業案を提案する。提案にあたっては以下の点を含める。

- ① 対象地域における上水道事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリア⁷（必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセスのし易さ等）⁸
- ② 公共事業省が作成したリスト及びイラク側にて優先度が高いとするプロジェクト候補における上水道事業の優先順位リスト（上記①で設定した評価フレームワーク及びクライテリアによる評価を含める）
- ③ 上記②の優先順位リストを元にしたショートリスト（最優先事業）及びロングリスト（優先事業）の作成
- ④ 上記③で作成したショートリストの最優先事業における、水需給計画の確認、施設整備規模の検討、立地条件の確認、コスト試算、許認可条件の確認、現地業者の実施能力の確認、実施管理上の課題抽出・対応検討

2) 下水道セクターにおいて、下水道に係る情報の収集・分析を行い、新規円借款事業形成及び技術協力⁹案件形成の検討に参考となる情報を整理の上、事業案を提案する。提案にあたっては以下の点を含める。

⁵ 上水道計画においては、クラスター事業戦略の水道事業体のモニタリングで使用している 21 の指標も参考に、情報を収集・分析する。

（<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybnn-att/business_strategy_01.pdf>p. 24-25）

⁶ 本調査においては、主には円借款事業の形成を想定しているものの、将来的な技術協力案件の形成を鑑み、有償付帯技プロに限らず、通常の技術協力案件も想定しております。

⁷ 上水道セクターにおけるロングリスト及びショートリスト作成に際して、新規円借款事業形成の検討にあたって既存浄水施設の修繕・改修等リハビリをメインとするのか、新たに水源を確保する等新設・拡張をメインとするのか、あるいはリハビリ、新設、拡張のいずれも含めるのか等についても、優先事業のクライテリアに含めることとする。また、新たに水源を確保する場合、水資源省の許認可の有無についても確認することとする。

⁸ プロポーザル作成時点で想定している、評価フレームワーク及びクライテリアをプロポーザルにて提案すること。

⁹ 本調査においては、主には円借款事業の形成を想定しているものの、将来的な技術協力案件の形成を鑑み、有償付帯技プロに限らず、通常の技術協力案件も想定しております。

- ① 対象地域における下水道事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリア（必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセスのし易さ等）¹⁰
 - ② 下水道事業のロングリスト（優先事業リスト）（上記①で設定した評価フレームワーク及びクライテリアによる評価を含める）
- 3) 上記（1）及び（2）の1）と2）を踏まえ、新規事業候補地域における上水道・下水道整備計画に係る運営・維持管理をレビューのうえ、改善点があればその改善に向けたアクション・プランを作成する。

（3）上水道及び下水道セクターにおける新規円借款事業及び技術協力案件形成の検討に向けた今後の方針及び具体策の提案

イラクにおける既往上水道及び下水道事業を踏まえ、新規円借款事業形成の検討にあたっての留意事項を整理する。留意事項の整理においては特に以下の点を精査する。

- ① 水源調査（新規水源開発の必要性、水源の持続性（保全計画含む）、水利権・許認可の取得状況等）
- ② 用地取得・環境社会配慮手続きの要否
- ③ 財務的持続性（水道料金徴収体制、運営維持管理費の財源、補助金の有無、収支の内訳やその流れ等）
- ④ 事業実施体制・運営維持管理体制・人材育成計画（人員体制・雇用計画、人材育成・研修計画、無修水対策、啓発活動等）
- ⑤ 既存施設の改修・拡張の必要性
- ⑥ 個別接続に係る責任分担（工事費及び維持管理費の費用分担及び実施主体等）
- ⑦ 日本の上下水道技術の活用可能性の検討

（4）現地再委託契約による調査内容¹¹

自然条件調査、水質調査、地質調査、環境社会配慮調査、社会調査

¹⁰ プロポーザル作成時点で想定している、評価フレームワーク及びクライテリアをプロポーザルにて提案すること。

¹¹ 現地再委託先（現地コンサルタント含む）の活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

なお、これらの調査項目は第4条（2）1）で作成した上水道セクターのショートリスト（最優先事業）の新規事業候補地域において実施する。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出される報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナル・レポートを最終成果品とする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務計画書

提出時期：契約締結より10営業日以内

部数及び形式：電子データ（和文）

（2）インセプション・レポート

提出時期：2025年1月17日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（3）インテリム・レポート

提出時期：2025年6月30日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（4）ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2025年9月16日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（5）ファイナル・レポート

提出時期：2025年10月31日

部数及び形式：製本版（和文3部、英文3部）、電子データ（和文、英文）、CD-R（和文・英文3部）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査内容に照らしたより適切な調査フロー	第3条(6)調査フロー
2	公共事業省作成のプロジェクトリスト10地域の優先順位付けにおける評価項目	第4条(2)1)及び2)①対象地域における上下水道事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリア
3	現地再委託(現地コンサルタント含む)の活用方法	第4条(4)現地再委託契約による調査内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：上下水道整備事業にかかる各種調査/設計業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：イラク国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本調査は2024年12月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを2025年10月下旬に提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約13.20人月

2) 渡航回数を目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。なお、以下の調査は第2章第4条（2）1）で作成した上水道セクターのショートリスト（最優先事業）の新規事業候補地域において実施する。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮調査
- 水質調査
- 地質調査
- 社会調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- イラク公共事業省が作成したプロジェクトリスト
- 「イラク国南部下水道開発計画に係る情報収集・確認調査」報告書

2) 公開資料

- 「イラク国バスラ上水処理場及び送水システム改善計画調査最終報告書（和文要約）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171639.html>
- 「イラク国クルド地域下水道整備事業（I）詳細設計調査ファイナル・レポート（先行公開版）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042810.html>
- 「イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査」報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000020475.pdf>
- 「イラク国サマーワ上水道整備事業準備調査【有償勘定技術支援】」ファイナル・レポート（先行公開版）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12383410.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔アラビア語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所より上下水分野を担当する関係省庁等に対し、初回のアポイント取付支援等のサポートを予定している。

なお、調査開始にあたっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

留意点として、C/P との間に発生するコミュニケーション含め、渡航国・地域で使用する言語（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）はアラビア語となります。

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報を入力し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取るよう¹にしてください。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) ローカルリソースを活用する場合は、以下（ア）～（エ）の事項について確認し、契約書において明確化してください。

（ア）受注者が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。

（イ）合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。

（ウ）安全配慮義務を受注者が負うこと。現地再委託先が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。

（エ）契約において必要経費を適切に支弁すること。

- 3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA イラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現

地調査中における安全管理体制については、プロポーザルに記載すること。
また、かかる安全対策経費に関しては、4.(5)に記載のとおり、定額計上とする。

- 4) イラクにおける治安情勢に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。現地再委託費については、以下4.(5)に記載のとおり、定額計上とする。
- 5) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」(以下、「危険地域」という。)において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先等が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先等は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先等に明示し、⑤再委託先等は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者(発注者)の免責について、付記することを検討すること。
- 6) 再委託業務により、再委託先等の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先等と以下の対応について合意すること。
 - ① 再委託先等は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
 - ② 再委託先等の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
 - ③ 再委託先等の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
 - ④ 再委託先等の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
 - ⑤ 再委託先等の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に共有する。
 - ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先等は委託先また

は JICA からの連絡に従う。また、再委託先等が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案し
ず。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

77,531,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４） 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（５） 定額計上について

本案件は定額計上があります（60,423,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	5,000,000円	環境社会配慮調査一式	再委託費 (現地再委託費)
2	水質調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	4,000,000円	水質調査一式	再委託費 (現地再委託費)
3	地質調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	10,000,000円	地質調査一式	再委託費 (現地再委託費)
4	社会調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	4,000,000円	社会調査一式	再委託費 (現地再委託費)
5	自然条件調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	4,000,000円	自然条件調査一式	再委託費 (現地再委託費)
6	安全対策経費	「第3章2. (6) 安全管理」	3,423,000円	戦争特約保険料一式	旅費(その他)
7	安全対策経費	「第3章2. (6) 安全管理」	30,000,000円	防弾車借上費一式 (警護費含む)	一般業務費 (車両関連費)

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください。

（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く。本地業務対象であるイラクも該当）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

- 1) イラク国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については・バグダッド、バスラ：31,000 円／泊、その他の地域(エルビル含む)：24,800 円／泊 して計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。
- 2) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備

会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。

- ・ CR (Control Risks)
- ・ G4S
- ・ GardsWorld (Aegis)
- ・ Constelis (Olive)
- ・ Harlow International (Al Murabit)

3) 渡航可能地域のうち、ディカール県及びムサンナ県での現地調査は日帰りのみとし、それぞれディカール県及びムサンナ県での宿泊は認めません。また、バスラ県からディカール県及びムサンナ県への移動はコンボイ（1コンボイは防弾車3台で構成。コンボイ当たり最大4名乗車）での移動となるため、大人数での移動は避けるようにしてください。

4) 邦人の現地調査時における宿泊先は、外務省渡航情報危険レベル4、レベル3地域についてはJICAイラク事務所が認める以下の宿泊施設のみとします。

- ・ Carman Business Centre (CBC) @バグダッド
- ・ Al Majal Business Park (AMBP) @バスラ
- ・ Iraq Energy City (IEC) @バスラ
- ・ Erbil International Hotel @エルビル
- ・ Ramada Hotel @エルビル
- ・ Divan Hotel @エルビル

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)